証券コード　7075
2024年６月12日

株　主　各　位

大阪市浪速区難波中一丁目12番５号
株式会社ＱＬＳホールディングス
代表取締役社長　雨　田　武　史

第６期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://qlshd.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【名古屋証券取引所（名証）ウェブサイト
（上場銘柄情報サイト　上場会社検索ページ）】
https://www.nse.or.jp/listing/search/
（上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＱＬＳホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7075」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市中央区南船場四丁目３番２号
ヒューリック心斎橋ビル４階
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋　カンファレンスルーム4B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第６期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第６期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の５類移行により、景気の緩やかな回復傾向が見られましたが、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高騰や円安による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては天下茶屋保育園の運営が始まったこと等により、売上高は5,194,544千円（前年同期比8.1％増）となり、セグメント利益は963,927千円（前年同期比14.1％増）となりました。

介護福祉事業においては、訪問介護を行うなないろケアセンター白金の運営が始まり、既存の居宅介護支援や訪問介護、放課後等デイサービスが堅調に推移したものの、2023年８月に株式取得により子会社化した株式会社和みの新体制構築に係る費用、また、同11月に事業譲受した沖縄県の障がい者グループホーム事業に係る賃貸借契約の切り替えといった初期費用等の一時的な増加により、売上高は1,467,683千円（前年同期比47.2％増）となり、セグメント利益は11,474千円（前年同期比70.7％減）となりました。

人材派遣事業においては、主力である自動車ディーラーへの派遣業務が新型コロナウイルスの影響による低迷から抜け出し、売上高は1,326,865千円（前年同期比60.7％増）となり、セグメント利益は121,242千円（前年同期比225.5％増）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は8,360,345千円（前年同期比20.8％増）、営業利益は409,965千円（前年同期比20.8％増）、経常利益は404,240千円（前年同期比18.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は228,796千円（前年同期比0.2％減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第５期 (2023年３月期) (前連結会計年度)		第６期 (2024年３月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
保育事業	4,804,327千円	69.4%	5,194,544千円	62.1%	390,217千円	8.1%
介護福祉事業	996,817	14.4	1,467,683	17.6	470,866	47.2
人材派遣事業	825,788	12.0	1,326,865	15.9	501,077	60.7
その他事業	296,308	4.2	371,253	4.4	74,945	25.3
合計	6,923,241	100.0	8,360,345	100.0	1,437,104	20.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資総額は36,974千円であります。

その主なものは、当社グループの建物附属設備及び構築物並びに工具、器具及び備品、車両運搬具の購入であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年６月26日に公募増資により200,000株の新株式を発行し、119,600千円の資金調達を行いました。また、当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として200,000千円、長期借入金として200,000千円の調達を行いました。

連結子会社である株式会社クオリスは、金融機関への私募債の発行により200,000千円の調達を行いました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の株式会社エルサーブは、2023年11月21日を効力発生日として、障がい者グループホーム事業のさらなる拡大と充実を図ることを目的として、株式会社AKから事業の一部を譲り受けました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年８月31日を効力発生日として、株式会社和み、株式会社ふれあいタウンの全株式を取得し、完全子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 3 期 (2021年３月期)	第 4 期 (2022年３月期)	第 5 期 (2023年３月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売　上　高 (千円)	4,468,617	5,638,130	6,923,241	8,360,345
経　常　利　益 (千円)	55,985	139,829	340,705	404,240
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△) (千円)	△164,242	13,445	229,353	228,796
１株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	△81.53	6.67	113.85	105.51
総　資　産 (千円)	4,202,870	4,718,052	3,768,706	4,288,195
純　資　産 (千円)	525,852	539,297	768,786	1,117,182
１株当たり純資産 (円)	261.03	267.70	381.61	504.41

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社クオリス	90,630千円	100.0%	保育事業、介護福祉事業
株式会社ダウイン	99,000	100.0	人材派遣事業、その他事業
株式会社エルサーブ	1,000	100.0	保育事業、介護福祉事業
株　式　会　社　和　み	11,000	100.0	介護サービス事業

（注）当連結会計年度において、2023年８月31日付で株式取得を行ったため、株式会社和みを連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業である保育事業の安定した収益拡大を図るとともに、介護福祉事業、人材派遣事業におきましてもさらなる収益の拡大を目指すため、以下のような課題に取り組んでまいります。

① 提供するサービスの品質向上

当社グループは、保育事業及び介護福祉事業におきまして、保育施設及び介護事業所の運営を行っており、安全かつ高品質なサービスを提供し、また、利用者に安心して利用していただけるよう日々努めております。今後、当社グループの成長に伴い、事業所数が増えていくことになりますが、すべての事業所において提供するサービスの品質を落とすことなく、維持向上させて利用者のニーズに応えていくことが重要と考えております。そのために、施設の改善、スタッフに対する教育研修等を通じてより一層、提供するサービスの品質向上を図ります。

② 人材の確保とスタッフ育成

当社グループがサービスの品質向上を図り、安定的な成長を達成するためには、優秀な人材の育成及び確保が必要不可欠と考えております。このため、魅力ある職場環境を整備するとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置、研修の充実等により、優秀な人材を育成できるよう努めております。また、働き方改革の一環として、長時間労働の削減を図るため、超過勤務時間管理を徹底するなどし、従業員の健康維持、増進を図ります。

③ ニーズに対応できるサービスの拡大

今後も保育事業及び介護福祉事業におきましては、利用者の増加が見込まれ、それに伴い利用者のニーズも多様化することが想定されます。そのため、企業主導型保育所や民間委託による保育所の開設、障がい者グループホームや訪問看護事業所を増加させ、多様なニーズに対応できるサービスを拡大してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所（2024年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
株式会社QLSホールディングス	大阪府大阪市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社クオリス	大阪府大阪市
株式会社ダウイン	兵庫県尼崎市
株式会社エルサーブ	大阪府大阪市
株式会社和み	埼玉県北足立郡

(7) 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	482（187）名	６名減　（７名増）
介護福祉事業	241（290）	118名増　（62名増）
人材派遣事業	8（262）	１名減　（55名増）
その他事業	11　（22）	１名増　（６名増）
全社（共通）	24　（3）	１名増　（２名増）
合計	766（764）	113名増　（132名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15（－）名	－名増（－名増）	34.0歳	5.0年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	210,000千円
株式会社紀陽銀行	150,020
株式会社徳島大正銀行	70,012

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年４月１日付で、株式会社クオリスと株式会社ふれあいタウンの合併が完了しました。
2024年５月31日付で、AIAI Life Care 株式会社の全株式の取得を完了しました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,058,240株
② 発行済株式の総数　2,214,560株
③ 株主数　483名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社GRIT	1,511千株	68.2%
雨田 武史	358	16.2
田中 幸夫	19	0.9
中嶋 浩一	17	0.8
乾 峻輔	16	0.7
株式会社IKK任意組合YKK	15	0.7
張賀 楠	14	0.6
住本 幸士	12	0.5
佐藤 健司	8	0.4
森 啓彰	8	0.4

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員及び子会社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2022年３月14日
新株予約権の数		1,568個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式　156,800株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　40,000円 (１株当たり　400円)
権利行使期間		2023年６月１日から 2027年５月31日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　768個 目的となる株式数　76,800株 保有者数　３名
	監査役	新株予約権の数　110個 目的となる株式数　11,000株 保有者数　１名
	子会社取締役	新株予約権の数　690個 目的となる株式数　69,000株 保有者数　４名

(注) １．社外取締役、社外監査役には新株予約権を付与しておりません。

２．ｉ）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年３月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

ⅱ）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（計算書類等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ⅲ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ⅳ）新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。

ⅴ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ⅵ）各本新株予約権の一部行使はできない。

なお、ⅳ）の条件については、2022年４月15日開催の取締役会において当該条件追加について決議しており、変更の効力発生日は 2022年６月29日としております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社及び子会社の使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	雨田 武史	株式会社クオリス代表取締役
専務取締役	光田 佳生	経営企画室長 株式会社ダウイン取締役
取締役	大畑 清香	事業本部長 株式会社クオリス取締役
取締役	豊田 尚孝	管理本部長
取締役	川畑 大輔	株式会社 Lily Holdings 監査役 株式会社デジタルアスリート監査役 株式会社リフカ代表取締役社長
監査役	伊藤 栄治	株式会社クオリス監査役
監査役	伊藤 玲男	伊藤玲男公認会計士事務所代表 Reito コンサルティング合同会社代表社員 監査法人奏令代表社員 社会医療法人寿栄会 監事
監査役	前田 英倫	弁護士法人前田総合法律事務所代表社員弁護士

（注）１．取締役川畑大輔は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役伊藤玲男及び前田英倫は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役伊藤玲男は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
４．取締役の任期は、2023年６月30日開催の定時株主総会終結の時から2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．監査役伊藤栄治の任期は、2020年４月１日から2024年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
６．監査役伊藤玲男の任期は、2021年６月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
７．監査役前田英倫の任期は、2022年３月30日から2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により塡補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社グループの取締役、監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年５月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a.取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等又は非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又

は数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

c. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記a～cに記載のとおり。なお、業績連動報酬等又は非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等又は非金銭報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	77,955千円 (1,740)	77,955千円 (1,740)	－千円 (－)		5名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	11,715 (5,655)	11,715 (5,655)	－ (－)		3 (2)
合計 （うち社外役員）	89,670 (7,395)	89,670 (7,395)	－ (－)		8 (3)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第３期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）であります。

2．監査役の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第３期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名（うち、社外監査役１名）であります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

役員退職慰労金制度がなく、該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役川畑大輔は株式会社 Lily Holdings の監査役、株式会社デジタルアスリートの監査役、株式会社リフカ代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社Lily Holdings、株式会社デジタルアスリート、株式会社リフカとの間に重要な取引その他の関係はありません。

・社外監査役伊藤玲男は伊藤玲男公認会計士事務所の代表であり、Reito コンサルティング合同会社の代表社員、監査法人奏令の代表社員、社会医療法人寿栄会の監事であります。なお、当社と伊藤玲男公認会計士事務所、Reito コンサルティング合同会社、監査法人奏令、社会医療法人寿栄会との間に重要な取引その他の関係はありません。

・社外監査役前田英倫は弁護士法人前田総合法律事務所の代表社員弁護士であります。なお、当社と弁護士法人前田総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
社外 取締役	川　畑　大　輔	当事業年度の取締役会には、20回中20回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外 監査役	伊　藤　玲　男	当事業年度の取締役会には、20回中20回、監査役会には14回中14回に出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外 監査役	前　田　英　倫	当事業年度の取締役会には、20回中20回、監査役会には14回中14回に出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。

（注）当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる体制を整えております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人コスモス

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000

(注) 1．当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．上記報酬等の金額について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、相当と判断し、同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「新規証券の発行等を特定する記載に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォート・レター）作成業務」であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の会計監査の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって各部門と連携し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みを推進する。

ロ．法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備する。

ハ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設ける。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「機密情報管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

ロ．リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備する。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループで定める「コンプライアンス規程」を周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を行う。

ロ．内部監査室は、内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．取締役会は、監査役と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとする。

ロ．監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦　当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。

ロ．取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告する。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行う。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。

ロ．取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役との意思疎通、情報の収集･交換が行える体制を整備する。

ハ．監査役は、適時に会計監査人又は内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人又は内部監査室に報告を求める体制を整備する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行う。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討し、必要に応じて、社内規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。加えて、監査役に重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等を通じて、情報提供を行うことにより、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

4．会社の支配に関する基本方針

当社グループは、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,749,766**	**流動負債**	**1,890,861**
現金及び預金	1,430,880	買掛金	28,699
受取手形	1,402	短期借入金	200,000
売掛金	1,101,310	１年内返済予定の社債	90,000
有価証券	50,000	1年内返済予定の長期借入金	481,217
未収入金	1,291	未払金	596,412
関係会社短期貸付金	60,000	未払法人税等	91,208
その他	104,881	賞与引当金	178,275
固定資産	**1,538,429**	その他	225,048
有形固定資産	**906,798**	**固定負債**	**1,280,151**
建物及び構築物	769,445	社債	170,000
減価償却累計額	△347,754	長期借入金	1,008,761
建物及び構築物（純額）	421,690	退職給付に係る負債	25,386
車両運搬具	11,793	資産除去債務	37,865
減価償却累計額	△10,228	その他	38,138
車両運搬具（純額）	1,564	**負債合計**	**3,171,012**
工具、器具及び備品	38,695	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△19,535	**株主資本**	**1,117,047**
工具、器具及び備品（純額）	19,159	**資本金**	**89,800**
土地	464,383	**資本剰余金**	**293,866**
無形固定資産	**21,067**	**利益剰余金**	**733,381**
のれん	16,167	**新株予約権**	**134**
ソフトウェア	4,571		
その他	327		
投資その他の資産	**610,563**		
関係会社株式	10,000		
繰延税金資産	228,091		
繰延消費税額等	125,276		
その他	247,195	**純資産合計**	**1,117,182**
資産合計	**4,288,195**	**負債純資産合計**	**4,288,195**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,360,345**
売上原価		**7,016,154**
売上総利益		**1,344,191**
販売費及び一般管理費		**934,225**
営業利益		**409,965**
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	6	
補助金収入	11,776	
その他	5,419	17,222
営業外費用		
支払利息	17,411	
支払手数料	3,781	
その他	1,755	22,948
経常利益		**404,240**
特別損失		
減損損失	55,890	55,890
税金等調整前当期純利益		**348,349**
法人税、住民税及び事業税	117,727	
法人税等調整額	1,825	119,553
当期純利益		**228,796**
親会社株主に帰属する当期純利益		**228,796**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	30,000	234,066	504,584	768,651	134	768,786
当連結会計年度変動額						
新株の発行	59,800	59,800		119,600		119,600
親会社株主に帰属する当期純利益			228,796	228,796		228,796
当連結会計年度変動額合計	59,800	59,800	228,796	348,396	－	348,396
当連結会計年度末残高	89,800	293,866	733,381	1,117,047	134	1,117,182

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　４社

・連結子会社の名称　株式会社クオリス
株式会社ダウイン
株式会社エルサーブ
株式会社和み

・連結の範囲の変更　当連結会計年度において、2023年８月31日付で株式取得を行ったため、株式会社和みを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　株式会社ふれあいタウン

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称　株式会社ふれあいタウン

・持分法を適用しない理由　株式会社ふれあいタウンの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　７年～34年

車両運搬具　　２年

工具、器具及び備品　３年～８年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理基準

・株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

・社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の連結会計年度に一括して費用処理することとしております。

⑥　収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は主に、保育、介護福祉、人材派遣の各サービスを提供したことによる収益であり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

・保育事業

保育事業においては、主に自治体との契約等に基づき保育所等の運営を行うことにより、補助金等の収入を得ております。当該補助金等は、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育所等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、保護者との契約により園児等への保育サービスを提供する場合においては保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなりますが、主に計算期間の単位を１か月とし、月単位で収益を認識しております。

・介護福祉事業

介護福祉事業においては、訪問型サービス、通所型サービス、及び入居型サービスを提供することにより収入を得ております。介護福祉サービスの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転し、介護福祉サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されることとなりますので、介護福祉サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

・人材派遣事業

人材派遣事業においては、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、人材派遣契約に合意された期間にわたって約束した派遣サービスを提供することにより収入を得ております。契約期間にわたり稼働時間の経過につれて履行義務が充足されることとなりますので、稼働時間を基に収益を認識しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

５～10年の定額法により償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度
減損損失	55,890
有形固定資産	906,798
無形固定資産	21,067

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

固定資産のグルーピングは、原則として報告セグメント単位に、投資の意思決定を行う事業を基礎としております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積もりの基礎である営業損益について事業計画等と実績との比較、経営環境及び市場価格の状況など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれます。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうにより測定します。

事業計画の達成度合いは自治体の補助金制度や出生率、競合他社等の影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。そのため実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、翌連結会計年度に新たな減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	15,002千円
建物及び構築物	174,416千円
土地	297,191千円
計	486,609千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	71,356千円
長期借入金	305,195千円
計	376,551千円

（2）貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	100,000千円

4．連結損益計算書に関する注記

減損損失の内容は以下のとおりであります。

事業	用途	種類	場所	減損損失（千円）
保育事業	保育所施設等	構築物	東京都大田区	1,352
保育事業	保育所施設等	建物附属設備	東京都板橋区	43,395
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備	東京都文京区	7,508
介護福祉事業	介護福祉施設	工具、器具及び備品	沖縄県那覇市	281
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備	東京都品川区	573
介護福祉事業	介護福祉施設	のれん、建物附属設備	沖縄県那覇市	2,778

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として施設、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、投資の回収が見込めない施設、また、閉鎖の意思決定を行った店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、投資資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,214,560株

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,291	20	2024年3月31日	2024年6月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　156,800株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入れにより行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。社債及び借入金は、主に運転資金・設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日及び返済日は決算日後、最長で13年後であります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金等については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

ハ．流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金等については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
社債（※１）	260,000	259,815	△184
長期借入金（※２）	1,489,978	1,489,494	△483

（※１）１年内償還予定の社債を含んでおります。
（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
（※３）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
非連結子会社株式	10,000

上記については、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区　　分	時　価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債（※1）	－	259,815	－	259,815
長期借入金（※2）	－	1,489,494	－	1,489,494
計	－	1,749,309	－	1,749,309

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。
（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他（注）1	合計
	保育事業	介護福祉事業	人材派遣事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	5,194,544	1,467,683	1,326,865	7,989,092	371,253	8,360,345
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,194,544	1,467,683	1,326,865	7,989,092	371,253	8,360,345
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	5,194,544	1,467,683	1,326,865	7,989,092	371,253	8,360,345

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4) 会計方針に関する事項　⑥収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	853,208
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,102,713

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　504円41銭

(2) １株当たりの当期純利益　105円51銭

９．重要な後発事象に関する注記

・子会社間の吸収合併

当社は、2024年１月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社クオリスと、当社の非連結子会社である株式会社ふれあいタウンの２社が、株式会社クオリスを存続会社とする吸収合併（以下「本合併」）を実施することを決議し、2024年４月１日に実施しております。

（1）合併の目的

グループ全体の経営資源の有効活用、効率化・合理化による経営基盤の強化を図ることを目的としております。

（2）合併の要旨

① 合併の日程

合併契約承認取締役会	（当社）	2024年１月16日
合併承認株主総会	（当事会社）	2024年１月31日
合併契約締結	（当事会社）	2024年１月31日
合併期日	（効力発生日）	2024年４月１日

② 合併の方式

株式会社クオリスを存続会社とし、株式会社ふれあいタウンを消滅会社とする吸収合併であります。

③ 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社間の合併であるため、本合併による株式割当その他の対価の交付は行いません。

④ 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

（3）合併当事会社の概要（2024年３月31日現在）

	存続会社	消滅会社
（1）名称	株式会社クオリス	株式会社ふれあいタウン
（2）本店所在地	大阪府大阪市浪速区難波中１－１２－５	石川県金沢市有松２－４－３２
（3）代表者の氏名・役職	代表取締役　雨田　武史	代表取締役　寺井　久
（4）事業内容	保育事業、介護・障害福祉サービス事業	介護・障害福祉サービス事業
（5）資本金	90,000千円	14,000千円
（6）設立年月	2005年10月	2000年８月
（7）決算期	３月31日	７月31日
（8）大株主及び持分比率	株式会社ＱＬＳホールディングス100%	株式会社ＱＬＳホールディングス100%

（4）合併後の状況
本合併による株式会社クオリスの名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

（5）今後の見通し
本合併は、連結子会社間の合併であるため、当社連結業績への影響は軽微であります。

（6）実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準通用指針第10号2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理する予定であります。

・株式取得による会社の買収

当社は、2024年５月30日開催の取締役会において、AIAI Life Care 株式会社の全株式の取得を決議し、2024年５月31日付で、AIAI Life Care 株式会社の全株式を取得しております。

（1）企業結合を行う主な理由

当社グループは、「Quality of Life 全ての人に質の高い生活を‼」を会社の企業理念としており、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業を営んでいます。現状は保育事業を主軸としていますが、今後の戦略として、介護福祉事業、人材派遣事業を保育事業以上に拡大させ、保育事業に依存しない強い経営体制を構築していきます。

本株式取得についても、当社グループの今後の事業拡大につながると判断しました。

（2）異動（取得）する子会社の概要

① 名称	AIAI Life Care 株式会社	
② 所在地	東京都墨田区錦糸一丁目２番１号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 貞松 成	
④ 事業内容	サービス付き高齢者住宅の運営、住宅型有料老人ホームの運営、訪問介護の運営、生活介護の運営	
⑤ 資本金	2,000千円	
⑥ 設立年月日	2015年９月18日	
⑦ 大株主及び議決権比率	ＡＩＡＩグループ株式会社 100%	
⑧ 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑨ 最近３年間の財政状態及び経営成績			
決算期	2020年12月期	2022年3月期 (15か月決算)	2023年３月期
純資産	2,342千円	△17,862千円	△43,632千円
総資産	465,043千円	515,264千円	284,342千円
１株当たり純資産	11,710.35円	△89,311.18円	△218,162.23円
売上高	336,286千円	487,294千円	432,447千円
営業利益	△25,595千円	△36,504千円	△29,002千円
経常利益	△24,622千円	△30,628千円	△17,887千円
当期純利益	△22,887千円	△20,204千円	△25,770千円
１株当たり当期純利益	△114,435.18円	△101,021.60円	△128,851.05円
１株当たり配当額	0.00円	0.00円	0.00円

なお、取得後は社名を変更し、株式会社和みライフケアとなっております。

（3）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	125,001千円
取得原価		125,001千円

（4）主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等　　4,000千円

（5）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

（6）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

10. その他の注記

企業結合等関係

当社は、当連結会計年度において、2023年８月31日付で株式会社和みの全株式を取得しております。

（１）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社和み
事業の内容	介護サービス事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「Quality of Life 全ての人に質の高い生活を!!」を会社の企業理念としており、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業を営んでいます。現状は保育事業を主軸としていますが、今後の戦略として、介護福祉事業、人材派遣事業を保育事業以上に拡大させ、保育事業に依存しない強い経営体制を構築していきます。

株式会社和みの子会社化により当社グループの埼玉県においてのサービス提供エリアを拡大します。また、株式会社和みが運営している介護付き有料老人ホームは、当社グループにとって新たなサービスの開始となります。

さらに、人的資源の相互流入や運営ノウハウの提供によるサービス品質の向上など、同業の優位性を生かした事業連携が可能となり、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するものと考えております。

③ 企業結合日

2023年８月31日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

（２）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	97,000千円
取得原価		97,000千円

（3）主要な取得関連費用及び金額
アドバイザリー費用 6,500千円

（4）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
14,033千円
② 発生原因
今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。
③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

（5）企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	120,493千円
固定資産	3,859千円
資産合計	124,352千円
流動負債	41,386千円
負債合計	41,386千円

（6）買収資金
本件買収のための資金は、自己資金を充当しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**889,638**	**流動負債**	**406,727**
現金及び預金	150,373	短期借入金	200,000
有価証券	50,000	1年内返済予定長期借入金	121,642
前払費用	659	未払金	22,940
関係会社未収入金	114,395	未払法人税等	40,202
関係会社未収収益	4,210	未払消費税等	13,018
関係会社短期貸付金	570,000	預り金	5,095
		賞与引当金	3,828
		固定負債	**309,226**
固定資産	**165,458**	長期借入金	308,390
有形固定資産	**5,775**	退職給付引当金	836
建物附属設備	7,006		
減価償却累計額	△1,838	**負債合計**	**715,953**
建物附属設備（純額）	5,167	**(純資産の部)**	
工具器具及び備品	1,510	**株主資本**	**339,008**
減価償却累計額	△902	**資本金**	**89,800**
工具器具及び備品（純額）	607	**資本剰余金**	**59,800**
		資本準備金	59,800
		利益剰余金	**189,408**
		その他利益剰余金	189,408
投資その他の資産	**159,682**	繰越利益剰余金	189,408
関係会社株式	150,318	**新株予約権**	**134**
敷金	3,449		
繰延税金資産	5,914	**純資産合計**	**339,143**
資産合計	**1,055,096**	**負債純資産合計**	**1,055,096**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**415,964**
売上総利益		**415,964**
販売費及び一般管理費		**272,819**
営業利益		**143,144**
営業外収益		
受取利息	4,211	
その他	51	4,262
営業外費用		
支払利息	3,702	
支払手数料	987	
その他	0	4,691
経常利益		**142,716**
税引前当期純利益		**142,716**
法人税、住民税及び事業税	50,746	
法人税等調整額	△2,174	48,572
当期純利益		**94,144**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	30,000	－		95,263	95,263	125,263	134	125,398
当期変動額								
新株の発行	59,800	59,800	59,800			119,600		119,600
親会社株主に帰属する当期純利益				94,144	94,144	94,144		94,144
当期変動額合計	59,800	59,800	59,800	94,144	94,144	213,744	－	213,744
当期末残高	89,800	59,800	59,800	189,408	189,408	339,008	134	339,143

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　15年

工具、器具及び備品　　5～6年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。当社は、主にグループの経営管理等を行っており、顧客である子会社への契約内容に応じた役務を提供する義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね１か月で支払いを受けております。

2．会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

（1）保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社クオリス	58,521千円

（2）貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	100,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	415,964千円
営業取引以外の取引高	4,210千円

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,322千円
未払事業税	3,500千円
退職給付引当金	289千円
その他	802千円
繰延税金資産合計	5,914千円
繰延税金資産の純額	5,914千円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社クオリス	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託 役員の兼任	経営指導料の受取 (注) 1	336,745	関係会社未収入金	91,849
				資金の貸付 (注) 2	230,000	関係会社短期貸付金	570,000
				利息の受取 (注) 2	4,210	関係会社未収収益	4,210
				債務保証 (注) 3	58,521	－	－
				被債務保証 (注) 4	220,032	－	－
子会社	株式会社ダウイン	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託 役員の兼任	経営指導料の受取 (注) 1	50,943	関係会社未収入金	14,793
				被債務保証 (注) 4	70,012	－	－
子会社	株式会社エルサーブ	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託	経営指導料の受取 (注) 1	28,275	関係会社未収入金	7,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

2．株式会社クオリスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3．債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものです。なお、保証料の受取は行っておりません。

4．被債務保証については、金融機関からの借入金に対して株式会社クオリス、株式会社ダウインの連帯で保証を受けたものです。なお、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。

7．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料であります。これから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	153円08銭
(2) 1株当たりの当期純利益	43円42銭

9．重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社等の買収

連結注記表「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　9.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月17日

株式会社ＱＬＳホールディングス
　取締役会　御中

監査法人コスモス
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　新開　智之
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社QLSホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社QLSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月17日

株式会社ＱＬＳホールディングス
　取締役会　御中

監査法人コスモス
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　新開　智之
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＱＬＳホールディングスの2023年４月１日から2024年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社ＱＬＳホールディングス　監査役会

常勤監査役　伊　藤　栄　治　㊞

社外監査役　伊　藤　玲　男　㊞

社外監査役　前　田　英　倫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第６期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は44,291,200円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）現行定款第２条（目的）において、当社グループの事業内容の多様化に伴い、事業目的の追加を行なうものです。

（２）現行定款第９条（単元未満株式についての権利）において、当社は、取得請求権付株式の発行が無いため、同株式の権利について該当する項目の削除を行なうものです。

（３）現行定款第19条（取締役の員数）において、事業領域の拡大や多様性への取り組みを柔軟かつ積極的に推進していくため、取締役の員数の上限を設けないものへ変更を行なうものです。

（４）その他、定款内における形式の整合性及び文言の見直しを図るため所要の変更を行なうものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　　（記載省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理すること、及び当該株式会社等へのコンサルタント業務を目的とする。
１ ～　　（記載省略） ７	１ ～　　（現行どおり） ７
（新設）	８．健康保険法に基づく訪問看護事業
８．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業	９．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
９．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	１０．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
１０．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	１１．児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
（新設）	１２．児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
（新設）	１３．障がい者のサテライトオフィス事業
（新設）	１４．有料老人ホーム事業、高齢者専用賃貸住宅事業
１１．保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託	１５．保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託事業
１２．会員制スポーツジムの運営	（削除）
１３．健康食品、サプリメント、衛生用品、美容機器、健康機器、化粧品及び美容に関する物品の販売及び輸出入	（削除）
１４．コンピューターシステム構築に関する企画・開発業務及び請負	（削除）
１５．労働者派遣事業	１６．労働者派遣事業
１６．有料職業紹介事業	１７．有料職業紹介事業
１７．自動車整備業の請負	１８．自動車整備業の請負事業
１８．イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負	１９．イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負事業
１９．情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理	２０．情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理事業
２０．不動産の賃貸	２１．不動産の賃貸事業
（新設）	２２．動産の賃貸事業
２１．前各号に附帯関連する一切の業務	２３．前各号に附帯関連する一切の事業
第３条	第３条
〜　　（記載省略）	〜　　（現行どおり）
第８条	第８条
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （削除） （２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第10条 　～　　（記載省略） 第16条	第10条 　～　　（現行どおり） 第16条
（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。	（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、法令に定めるところにより、これを記載又は記録した議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。
第18条　　（記載省略）	第18条　　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、５名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、３名以上とする。
第20条　　（記載省略）	第20条　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。
第22条 　～　　（記載省略） 第32条	第22条 　～　　（現行どおり） 第32条
（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査役） 第33条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第34条 〜　　（記載省略） 第35条	第34条 〜　　（現行どおり） 第35条
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。
第37条 〜　　（記載省略） 第41条	第37条 〜　　（現行どおり） 第41条
（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。	（会計監査人の報酬等） 第42条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。
第43条　　（記載省略）	第43条　　（現行どおり）
（剰余金の配当の基準日） 第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。 ２　前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。 ２　前項のほか、基準日を定めて、その最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
第45条 〜　　（記載省略） 第46条	第45条 〜　　（現行どおり） 第46条

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役伊藤栄治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
伊藤栄治（いとうえいじ） (1968年10月30日)	1987年 3月　株式会社イトウ電化センター入社 2002年 1月　株式会社ニューライフスタイル入社 2003年10月　株式会社トータス入社 2004年 3月　トラストオークス株式会社入社 2006年 3月　同社取締役就任 2009年 8月　オークス物流株式会社入社 2014年 2月　株式会社ダウイン入社 2015年 1月　同社営業部長就任 2020年 4月　当社常勤監査役就任（現任） 2021年 6月　株式会社クオリス監査役就任（現任）	－株
【監査役候補者とした理由】 同氏は、すでに当社での常勤監査役としての実績もあり、長年にわたる派遣営業社員としての経験、また、他業界についての豊富な知見を有していることから、常勤監査役として現場実査に基づく的確な助言を行うなど監査役会全体としての監査の実効性向上に期待できるため、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としております。		

（注）１．伊藤栄治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって塡補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区南船場四丁目３番２号　ヒューリック心斎橋ビル４階
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ心斎橋　カンファレンスルーム4B

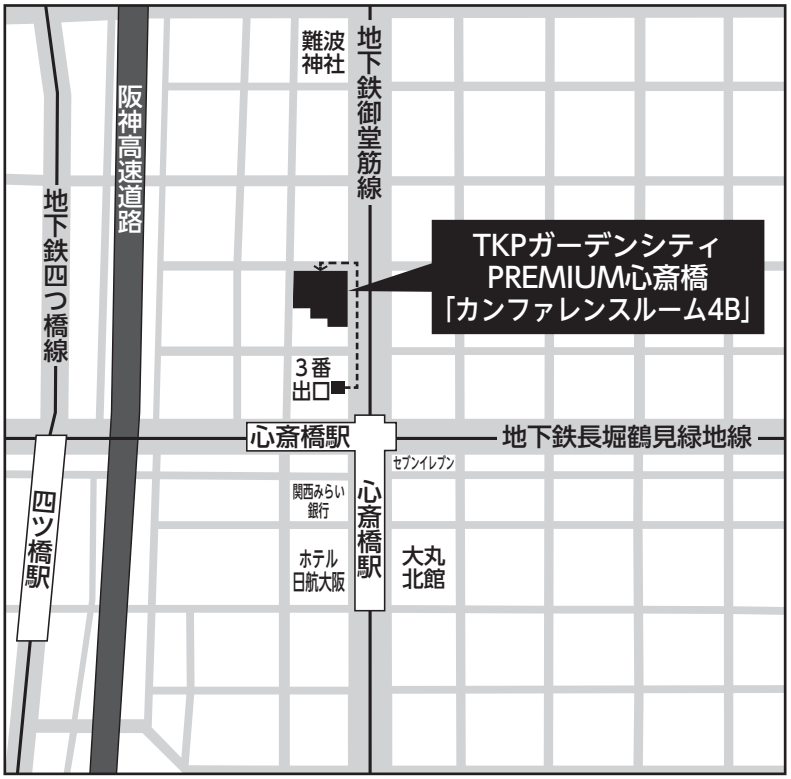

アクセス方法
地下鉄御堂筋線、長堀鶴見緑地線「心斎橋駅」より徒歩２分
「心斎橋駅」３番出口を出て御堂筋沿いを北へ進み御堂筋３丁目の交差点を左にお進みください。